

- ③「できない」、「しばしば助言・援助が必要」、「時に助言・援助が必要」、「適切又は概ねできる」
の4段階についての判定結果を踏まえて障害等級（第9・12・14級）を認定します。

【障害等級の例(一部)】

第9級	出勤することはできるが、家族等が促さなければ始業時刻に遅れることが常態的である場合
第14級	通常は始業時間に遅れることなく自発的に出勤することができるが、時には遅れることがある場合

4

せき髄損傷の後遺障害の認定

【障害等級認定の方法】

麻痺の範囲（四肢麻痺、対麻痺又は単麻痺）及びその程度（高度、中等度又は軽度）についての判定結果を踏まえて障害等級（第1・2・3・5・7・9・12級）を認定します。

なお、せき髄損傷による障害には胸腹部臓器の障害やせき柱の障害を伴うことが多いことから、せき髄損傷に係る各等級にはそれらの障害が含まれたものとなっています。

ただし、胸腹部臓器の障害やせき柱の障害による障害の等級が麻痺により判断される障害の等級よりも重い場合にはそれらの障害の総合評価により等級を認定します。

【障害等級の例(一部)】

第1級	高度の対麻痺が認められる場合
第2級	中等度の四肢麻痺が認められる場合
第3級	中等度の対麻痺が認められる場合